

令和4年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考に関する基本方針

令和4年度に兵庫県立特別支援学校高等部に入学する者の選考は、この基本方針に基づき定める「令和4年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱」（以下「要綱」という。）により、厳正に実施する。

1 対象となる特別支援学校等

高等部を設置するすべての県立特別支援学校の本科及び専攻科

2 出願資格

（本科）

本科に入学を志願することのできる者は、次のいずれかの事項に該当し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する者及び教育上特別な取扱いを要する者とする。

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程等（以下「特別支援学校中学部等」という。）を令和4年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部等を卒業した者
- (3) 特別支援学校中学部等卒業者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和4年3月に修了する見込みの者を含む。）
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和4年3月に修了する見込みの者を含む。）
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ その他特別支援学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（専攻科）

専攻科に入学を志願することのできる者は、次のいずれかの事項に該当し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する者及び教育上特別な取扱いを要する者とする。

- (1) 特別支援学校高等部、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程等（以下「特別支援学校高等部等」という。）を令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 特別支援学校高等部等を卒業した者
- (3) 文部科学大臣の定めるところにより、特別支援学校高等部等卒業者と同等以上の学力があると認められた者

3 入学者選考の方法

入学者選考は、各特別支援学校単独で本科及び専攻科それぞれの学科ごとに実施する。

4 出願手続

志願者は、1校1学科に出願する。

なお、志願先の変更については、要綱で定める。

(学力検査等による入学者選考)

5 学力検査等の実施

本科及び専攻科の「学力検査等」の問題は、県教育委員会と協議のうえ、各学校において作成し、実施する。

その際、特別支援学校中学部等及び特別支援学校高等部等の校長から送付された調査書、その他必要な書類、面接及び学力検査等の結果を資料として選考を実施する。

(学力検査によらない入学者選考)

6 学力検査によらない入学者選考

本科の「学力検査」は、学校の実態に応じ、県教育委員会と協議のうえ、学力検査を実施しない入学者の選考を行うことができる。

その際、特別支援学校中学部等の校長から送付された調査書、その他必要な書類及び面接等の結果を資料として選考を実施する。

7 訪問教育における入学者選考

本科の普通科における訪問教育の入学者選考は、推薦書、調査書、その他必要な書類を資料として選考を実施する。

8 再募集

本科及び専攻科において、合格者が募集定員に満たない場合には、県教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

9 日程

入学者選考の日程については、別途定める。

(その他)

10 その他

入学者選考についての具体的な実施方法及びその他必要な事項については、要綱で定める。